

# 阿波市空き家情報登録制度

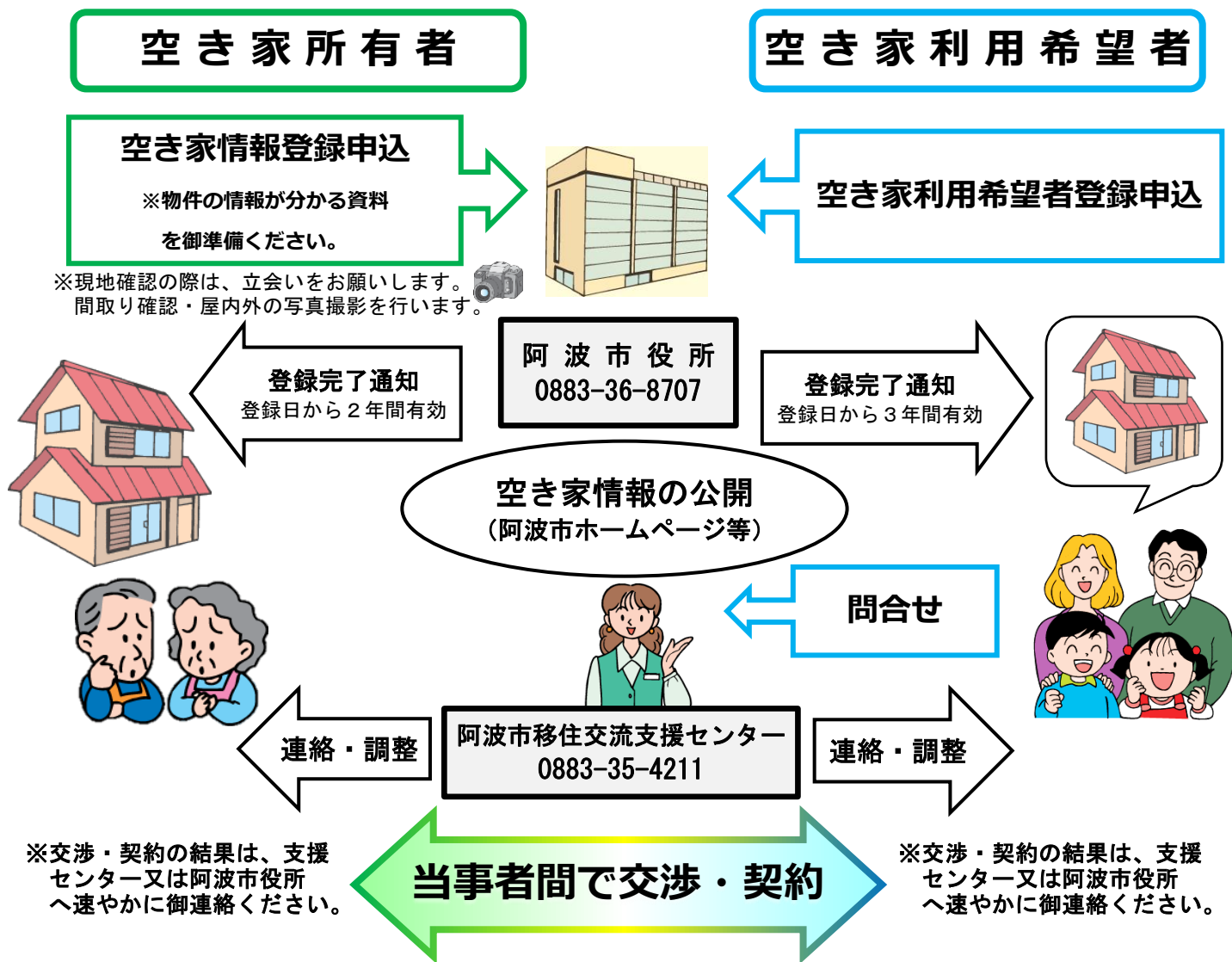
阿波市では、市内の空き家を有効活用して、阿波市民と都市市民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、市のホームページ等で、「阿波市空き家情報登録制度」により登録されている空き家等の情報を紹介しています。

市内に、利用していない空き家をお持ちの方で、賃貸・売却を希望される方は、空き家情報の登録申込みをお願いします。

また、地域の活性化、自然環境・生活文化に対する理解を深め、地域住民として阿波市への定住や定期的な滞在をお考えの方で、登録空き家に関する情報提供を希望される方は、空き家利用希望者の登録申込みをお願いします。

ただし、斡旋及び仲介等を目的とする場合は空き家利用希望者登録の対象外となります。

- ※ 申込みに関する個人情報は、阿波市空き家情報登録制度の目的以外には利用しません。
- ※ 市は、情報登録者・利用希望者への情報提供は行いますが、賃貸・売却の斡旋、仲介は行いません。公開する空き家情報は、原則として空き家所有者等からの申請に基づく登録時の内容になります。交渉・契約やその他必要な調査・手続き等は、所有者と利用希望者の当事者間をお願いします。
- ※ 家賃収入及び不動産の売却により生じた利益は、それぞれ所得税及び住民税の対象となります。詳しくは、最寄りの税務署または市町村の税務課まで、お問合せください。



お問合せ先（空き家情報登録申込先）

〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田201-1  
阿波市役所  
企画総務部 企画総務課 地方創生推進室  
電話 (0883) 36-8707  
URL <https://www.city.awa.lg.jp>



登録空き家情報は、阿波市ホームページ「空き家」で検索

# 阿波市内に、利用していない空き家をお持ちの方へ

## 【 地域貢献のための「空き家情報登録」 】

地域内に空き家が多くなると人口の減少、防犯防災上の問題や、集落の景観悪化の問題などが心配されます。人が移り住むことで、これらの問題の対策につながります。

## 【 資産維持のための「空き家情報登録」 】

人が住まなくなると、家はあつという間に老朽化が進みます。  
また、家の維持のために多大な労力もかかります。  
資産(空き家)の維持のためにも、入居者に管理してもらうという気持ちで貸出してはいかがでしょうか。

## ○ 登録お申込みの前に（確認事項）

- ① 家屋・土地ともに相続（登記）ができている物件に限ります。  
複数の方が所有している場合は、全ての所有者の同意を得て、委任状を御準備ください。
- ② 空き家として活用できる物件に限ります。（補修により居住できる物件も含まれます。）  
土地や家屋の面積や築年数、補修の要否等をあらかじめ御確認ください。  
※ 登録対象とならない物件  
・店舗のみの物件 ・取り壊しを前提とした物件 ・更地 など
- ③ 宅地や付随する納屋、又は進入路について、適正地目でないために所有権移転ができない物件については、適正地目への変更後に登録していただくこととなります。
- ④ 市は情報登録者・利用希望者への情報提供は行いますが、賃貸・売買の斡旋・仲介は行いません。
- ⑤ 市が行うのは、所有者へ対する利用希望者からの連絡調整であり、それ以降の行為（交渉・契約、又は賃貸契約成立後の更新）等については、当事者間の責任においてお願いします。

## ○ お申込みの流れ

- ① 申請書に記入し、阿波市企画総務課へ提出をお願いします。  
添付書類：申請する物件（空き家）の間取り図
- ② 職員が空き家の調査をいたします。  
現地で写真撮影・間取り確認等を行いますので、立会いをお願いします。  
※調査結果によっては、登録をお断りする場合があります。
- ③ 阿波市空き家情報（ホームページ）等に掲載します。
- ④ 利用希望者から見学や交渉等について申込みがあれば、連絡します。
- ⑤ 交渉・契約は、所有者と利用希望者の当事者間でお願いします。  
交渉等のため他の利用希望者への紹介を休止する場合や、交渉の結果（成立・不成立）は、速やかに阿波市移住交流支援センター又は阿波市企画総務課へ御連絡ください。



※ 申請内容に変更のある場合（希望価格・修繕箇所・連絡先等）は、変更手続きが必要です。必ず阿波市企画総務課へ御連絡ください。